

船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和4年6月16日 19時10分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港 今治港東防波堤灯台から真方位104°340m付近 （概位 北緯34°04.4′ 東経133°00.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート国洋は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 国洋、5トン未満（長さ5.94m） 250-32704 愛媛、有限会社国洋 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.6kW、4気筒、回転数毎分6,000、ボア79mm、使用燃料ガソリン、平成7年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、令和4年6月16日06時10分ごろから、今治港東防波堤沖で、船外機を停止し、GPSプロッターを作動した状態として漂流しながら釣りを開始した。</p> <p>船長は、本船が「潮に流されては船外機を始動して元の場所に戻る」こと（以下「潮上り」という。）を繰り返し、19時10分ごろ帰港目的で船外機を始動しようとしたところ、セルモータの回転が弱く、船外機を始動できなくなった。</p> <p>船長は、118番通報で救助を要請し、来援した巡視艇の職員によってバッテリーの充電が行われ、船外機が始動できたものの、念のため同艇にえい航されて帰航した。</p> <p>船長は、出港時に船外機の掛かりが悪いと感じておらず、燃料を節約する目的で、船外機を停止した状態で釣りを行っていた。</p> <p>本船のバッテリーは、本インシデントの約5年前に交換されたものであり、特に点検等が行われていなかった。</p>
分析	本船は、船外機を停止した状態で漂流中、長時間に渡りGPSプロッターを作動した状態にしていたことから、バッテリーが過放電状態に

	<p>なり、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>バッテリーは、GPSプロッターの使用電力量が潮上り時の充電量を上回ったことから、過放電状態になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、船外機を停止した状態で漂泊中、長時間に渡りGPSプロッターを作動した状態にしていたため、バッテリーが過放電状態になり、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船外機を停止して釣りをを行う場合、バッテリーの蓄電容量が極度に低下することがないように、電子機器等を長時間連続で使用しないこと。